

平成 31 年度第 1 回阿見町福祉有償運送等運営協議会 議事概要

会議の名称	平成 31 年度第 1 回阿見町福祉有償運送等運営協議会
開催日時	平成 31 年 4 月 26 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 07 分
開催場所	阿見町役場 1 階 101 会議室
出席者	<p>【委員】 6 名（内 1 名代理）</p> <p>：海山 宏之，武藤 成一，福島 タミ子， 大竹 けい子，湯原 勝行，遠藤 朋子</p> <p>【事務局】 保健福祉部高齢福祉課</p> <p>：戸井 厚，大井 優樹</p> <p>【事業者】 一般社団法人 絆</p> <p>：瀬々 凱暉</p>
公開・非公開の別	公開
傍聴人数	0 人
議題	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 部長あいさつ</p> <p>4 会長あいさつ</p> <p>5 説明事項</p> <p>（1）福祉有償運送とは</p> <p>（2）阿見町の現況について</p> <p>（3）一般社団法人 絆について</p> <p>6 協議事項</p> <p>① 福祉有償運送の必要性</p> <p>② 運送の区域</p> <p>③ 旅客から収受する対価</p> <p>④ 旅客の範囲</p> <p>⑤ その他</p> <p>7 地域交通の検討プロセスの導入について</p> <p>8 閉会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 福祉有償運送ガイドブック ・ 阿見町の現況 ・ 事業者提出の料金表及び茨城県地区自動認可運賃・料金表 ・ 移動困難者申出書 ・ 事業者提出の申請書及び資料 ・ 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について ・ 阿見町福祉有償運送等運営協議会委員名簿

議事の経過及び 発言の要旨	
事務局	<p>【1 開会】</p>
事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成 31 年度第 1 回阿見町福祉有償運送等運営協議会を開会いたします。皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日はお配りしました次第に沿いまして進めさせていただきます。</p>
事務局	<p>【2 委嘱状交付】</p> <p>まず保健福祉部長より委嘱状の交付を行います。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。</p>
事務局	<p>【3 部長あいさつ】</p> <p>つづきまして部長あいさつに進みます。部長よろしく願います。</p>
部長	<p>皆様おはようございます。委員の皆様方には日頃より地域福祉事業をはじめ、町保健福祉行政の推進に特段のご協力をいただき心より御礼申し上げます。昨今、高齢化の進行、障害者の社会参加の定着、介護保険や障害者総合支援の進展などにより、送迎サービスに対する町民のニーズが一層拡大しているところであります。そうした中、福祉有償運送サービスの提供は、移動制約者の行動圏を拡大し、地域福祉を向上させる上で大変重要な役割を果たします。本日は阿見町で福祉有償運送事業の更新を予定している団体がございますので、委員の皆様方には専門的かつ広範な角度から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願います。</p>
事務局	<p>部長はこれより別の用務がありますので、これにて退席いたします。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>【4 会長あいさつ】</p> <p>つづきまして、会長からごあいさつを賜りたいと思いますので、よろしく願います。</p>
会長	<p>着座にて失礼いたします。茨城県の人口は減少しておりまして、少子高齢化もどんどん進展しております。県全体で 60 歳以上の高齢化率は 23%程度ですが、一部県北では 44%などといった地域も出てきており、移動制約者がどんどん増えております。また、茨城県は 1 人 1 台車を所有しているような県ですが、いつまでも運転していると先日のような大変な事故につながりかねません。しかし、免許を返納すると、その方も移動制約者になってしまうというのが現状です。このような中、NPO 法人等による福祉有償運送については、タクシー</p>

事務局	<p>等による輸送サービスを補完するものとして、移動制約者の輸送の確保のため、今後も重要性が高まっていくものと考えられます。本日は自家用有償旅客運送者の更新登録の申請が1件ございますので、ご審議の程よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>【5 説明事項】</p> <p>それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず事務局より本協議会に関する説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。まず事務連絡となりますが、本日の委員様の出席状況は6名出席となっており、要綱第6条第2項の規定に基づき、本協議会は成立していることをご報告申し上げます。また、本協議会につきましては議事録を作成し、町ホームページに公開させていただく予定です。議事録作成のために協議内容を録音させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは事務局より説明をさせていただきます。着座にて失礼します。今回の運営協議会は、国土交通省関東運輸局茨城運輸支局への更新申請手続きのため、阿見町における一般社団法人 絆の福祉有償運送事業の必要性についてご検討頂くものであります。本日、ご協議いただいた内容に従いまして、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を一般社団法人 絆に交付することにより、一般社団法人 絆は当該書類を更新登録申請書に添付して茨城運輸局支局へ申請することになります。協議にあたっては、国土交通省自動車交通局長の通達であります「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」に従いまして進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、説明事項の(1)福祉有償運送とはですが、「公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や身体障害者などの方を対象に、NPO 法人等が有償で行う自家用自動車による移送サービス」をいいます。本来、自動車を使用して有償で他人を運送する場合は、輸送の安全や旅客の利便を確保するため、バス・タクシー事業の許可が必要となりますが、福祉の観点から介護の必要な高齢者や障害者などへの交通機関を十分に確保するため、NPO 法人等によるボランティア有償運送が認められ、自家用有償旅客運送として福祉有償運送の登録制度が設けられています。この登録には「バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体、バス、タクシー事業者又はその組織する団体、住民等地域の関係者が合意していること、輸送</p>

の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずると認められること」が必要とされており、運営協議会の設置及び関係者間の合意が必要です。また、「登録の有効期間を原則2年とし、有効期間満了後も引き続きこうした運送を行おうとする場合は、有効期間の更新の登録を受けなければならない」こととされています。よって本日の協議事項は次第に記載された5点となり、①福祉有償運送の必要性、②運送の区域、③旅客から収受する対価、④旅客の範囲、⑤その他、となっております。

つづきまして、これから協議を行う上で必要となります説明事項の(2)阿見町の現況についてご説明させていただきます。町の人口は現在47,592人です。しかし、少子高齢化の影響等から、人口の自然増も伸び悩みの状態にあり、65歳以上の人口は13,114人で高齢化率は27.5%となっており、過去3年間では年平均300人以上のペースで増加しています。移動制約者の状況ですが、介護保険の認定等を受けている高齢者数は1,864人で、高齢者人口の増加に伴い今後も増え続けることが予想されます。また、ひとり暮らし高齢者数も637人となっており、ひとり暮らし高齢者がただちに移動困難者になるわけではありませんが、家族による送迎等が期待し難いことから、将来的には外出支援が必要となる可能性が高いと考えられます。身体障害者手帳の交付者数は1,366人で、うち視覚障害者79人、肢体不自由障害者669人であり、1級から3級の936人は外出する際、福祉車両を要するものと推測されます。また、療育手帳の交付者数は318人、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は310人となっております。町では移動制約者に対する外出支援施策として、高齢者及び重度障害者を対象とした福祉タクシー券の交付などで助成を行っています。高齢者を対象とした福祉タクシー券の交付では65歳以上の高齢者で車椅子及びストレッチャーでの移動を必要とする方を対象に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部の助成をしており、助成額はタクシー利用料金の9割、1回あたりの上限は4,000円となっております。助成対象となる利用回数は、片道を1回とし、年間24回を利用限度としています。年度によって利用状況にはばつきはありますが、コンスタントにご利用される方が多い状況です。また、障害者を対象とした福祉タクシー券の交付では身体障害者手帳の等級が1・2級の方、療育手帳の等級が㊤及びAの方、精神障害者保健福祉手帳の等級が1・2級で自立支援医療受給者証の交付を受けている方を対象に、医療機関などへの往復に要するタクシーの初乗り料金を助成しており、年間36回を限度としています。つづいて移動制約者に対す

る輸送サービスの活動状況に関してです。デマンドタクシー「あみまるくん」は平成 23 年から運行しておりますが、登録者数は年々増加しており、平成 30 年度末で 2,754 人となっています。また、利用状況にはかなりの偏在性が見られ、高齢者の利用が全体の約 80% を占め、利用目的は通院が多いことが挙げられます。使いにくい点として予約の取りにくさが挙げられており、他の移動手段の充実が必要であると考えられます。近隣地域における福祉車両の所有状況ですが、お手元の資料のとおりとなっております、町における移動手段の需要は潜在的に高く、供給が不足していると考えられます。次に障害者総合支援法に基づいた生活支援（移動支援）ですが、こちらの移動支援に関してはガイドヘルパー派遣のみであり、輸送交通手段を提供するものではありません。移動支援利用者の家族等が自家用車等を運転できない場合には、タクシー等の公共交通機関を利用することになります。町社会福祉協議会において、高齢者、心身障害者（児）の方で車椅子を使用している方、歩行困難な方の社会参加を促すために低床カーを貸し出す事業を行っています。利用者負担は 1km あたり 10 円のガソリン代のみですが、運転はご家族様などにしていただく必要があります。町内のボランティア移送サービスを提供している団体は現在 1 団体で、町内の行政区の一つである筑見区の自治会が運営しています。対象者は筑見区自治会に加入している高齢者及び障害者のみとなります。また、町で現に福祉有償運送を行っている NPO 法人等は一般社団法人 絆の 1 団体ですが、過去に行っていた団体は 2 団体ございます。阿見町の現況の説明は以上です。

最後になりますが、説明事項の（3）本日の協議会に諮る法人について説明いたします。当該法人の名称は一般社団法人 絆です。既に茨城運輸支局より自家用有償旅客運送者として登録を受けており、隣接市町村であるつくば市、牛久市、土浦市においても福祉有償運送サービスを提供しております。しかしながら、登録の有効期限が平成 31 年 4 月 26 日までとなっており、引き続き福祉有償運送を行おうとする場合には有効期間の更新登録が必要であり、そのためには町協議会において同意を得る必要があります。

別冊資料のとおり、一般社団法人 絆が阿見町で福祉有償運送を始めてから 1 年 7 ヶ月が経過しますが、現在 4 名が会員として登録されております。そして、今までに延べ 34 件の運行、月平均に換算しますと約 1.7 件の利用がなされているということになります。

法人の詳細につきましては資料のとおりとなりますが、概要としては、保有自動車がセダン 3 台と軽自動車 1 台の計 4 台、運転者は 4

	<p>名, その他の運行管理体制等は資料のとおりであります。</p> <p>大変長くなりましたが, 以上で事務局の説明を終わります。ご協議の程, よろしく願いいたします。</p> <p>【6 協議事項】</p>
会長	<p>ありがとうございました。つづいて本題の協議事項に進めさせていただきます。ご審議よろしく願います。</p> <p>まず, 協議事項の①福祉有償運送の必要性に関して, 事務局からの説明がありました, 委員の皆様から必要性に関してご意見はございますでしょうか。</p>
全委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>つづいて協議事項の②運送の区域は市町村単位ということで阿見町となりますが, 委員の皆様からご意見はございますでしょうか。</p>
E 委員	<p>特に問題ないと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。つづいて協議事項の③旅客から収受する対価に関してですが, 運送の対価は実費の範囲内であり, タクシーの上限運賃の概ね 1/2 の範囲内であることとされています。タクシーの上限運賃は資料のとおりとなっており, 基準は満たしております。委員の皆様からご意見はございますでしょうか。</p>
全委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>つづいて協議事項の④旅客の範囲に関してですが, こちらは申請状況等を事務局にお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>旅客の範囲につきましては, 一般社団法人 絆より, 引き続きイ. 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者, ロ. 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者, ハ. 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者, ニ. その他肢体不自由, 内部障害, 知的障害, 精神障害その他の障害を有する者, のすべてを旅客の範囲としたいということで申し出がありました。資料のとおり, 登録会員 4 名のうち 3 名はロ. 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者に該当しますが, 1 名はニ. その他肢体不自由, 内部障害, 知的障害, 精神障害その他の障害を有する者に該当するかどうか, ということを事務局で審査いたしました。ハ及びニの者を運送の対象とする場合は, 協議会において妥当性等の確認を行う必要がありますが, 前回の協議会で, 「運送団体が会員登録時に要件を书面確認し, 事務局で判断し, 直近の運営協議会へ会員登録状況を報告する」という方法で議決をいただきましたので, このたび別添資料のとおりご報告を申し上げます。もしこの方法で問題がなければ, 今後も同様の方法を執りたいと事務局では考えており</p>

<p>会長</p>	<p>ますが、委員の皆様から意見はございますでしょうか。</p> <p>私の父も 80 代後半ですが、今年突然歩行が困難になりまして、高齢者がいつ要介護状態になるか分からないな、と実感いたしました。現在と同様に、事務局で判断していただいたほうが良いのではないかと思います。委員の皆様はいかがでしょう。</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>最後に協議事項の⑤その他に関してですが、問題点や質問しておきたいことは、委員の皆様からございますでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>特になし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、本日予定していた協議事項はすべて終了いたしました。一般社団法人 絆の更新登録申請の承認可否に際し、協議事項に関して決を採ります。当該更新登録申請に関して、否決の方は挙手をお願いします。</p> <p>いらっしゃいませんね。6名の委員全員が承認ということで、要綱第6条第3項の規定により、一般社団法人 絆について協議が整ったことといたします。ありがとうございました。</p> <p>また、事務局から協議会の開催方法について、1点協議会に諮りたいとの申し出がありましたので、最後にそちらをご説明いただきたいと思っております。それでは事務局の方にお渡しいたします。</p> <p>【7 地域交通の検討プロセスの導入について】</p>
<p>事務局</p>	<p>最後に申し訳ございませんが、協議会の開催方法について、委員の皆様にお諮りしたくお話しをさせていただきます。平成30年3月30日に国土交通省からの通知があり、福祉有償運送等運営協議会を含む地域交通の検討プロセスについてガイドラインが示されました。内容としては、「公共交通のあり方に対し様々なプロセスを経た上で、一定の期間を定め、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために協議しなさい」ということとなりますが、手続きが非常に複雑かつ難解になっております。このプロセスは協議会が交通事業者等の反対により進展しない地域のために作成されたものでありますが、現在協議が進展しないという問題は阿見町において発生しておりません。したがって、事務局としてはこのような検討プロセスを導入せず、福祉有償運送については従来どおり協議会を開催し、委員の皆様のご承認をいただきたいと考えております。そしてどうしても協議会が成立しないという事態に陥った場合に、改めて委員の皆様にご諮った上で要綱を改正し、当該検討プロセスを導入したいと思っております。委員の皆様からご意見はありますか。</p>
<p>会長</p>	<p>従来の方で問題ないと思っております。</p>

<p>全委員 事務局</p>	<p>異議なし。 ご承認ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【8 閉会】 はい。では本日協議が整ったことを証しまして、一般社団法人 絆宛てに「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を事務局より交付します。それを付して事業者が更新登録申請を行い、引き続き福祉有償運送を町で行う運びとなります。以上をもちまして、平成 31 年度第 1 回阿見町福祉有償運送等運営協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。</p>